

令和3年 第8回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和3年8月25日(水) 午後1時30分～午後3時21分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 上原 正孝	2番 丸山 征二	3番 山田 茂
	4番 宮口 太郎	5番 森泉壽義雄	6番 白石 隆
	8番 磯貝 俊夫	9番 大沢 秀夫	10番 上原恵美子
	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一	13番 佐藤 恒雄
	14番 飯野 優	15番 宇佐美幸雄	16番 上原 見徳
	17番 竹内 佳重		

4 欠席委員 (1人)

7番 内田 忠雄

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
日程第 7	議案第5号 農用地利用配分計画の意見について
日程第 8	議案第6号 安中市農地改良に関する指導要綱の制定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	山田 幸則	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	茂木 浩之	農地係	真下 貴光
農業振興係	五十貝 遼		

会議の概要

議長 ただいまから令和3年第8回農業委員会総会を開会します。

出席委員は17名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

本日の総会開催に当たり、7番委員、内田忠雄委員より欠席届が出されていま

すので、報告いたします。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 それでは、8番磯貝俊夫委員・10番上原恵美子委員、両氏を指名します。

なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。

令和3年7月26日開催の第7回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関係2件、5条関係29件につきまして、令和3年8月16日付で許可書を交付しました。

このうち秋間福祉会、安中市土地開発公社の案件につきましては、群馬県開発許可日に合わせて交付をいたします。

第5回常設審議委員会が8月16日に前橋市のJAビルで開催され、竹内会長が出席しました。

報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページから4ページ記載の12件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

事務局 すみません。ちょっと補足をさせてもらいたいと思います。

議長 では、事務局。

事務局 3条の11番と12番の関係について補足をさせていただきます。

お手元に5条の15番、16番の参考ということで、A4の紙1枚で資料のほうを配らせていただいたのですけれども、内容としますと、先ほどの11番、12番の申請が営農型太陽光でニンニクを作るという趣旨で申請があったものなのですけれども、1年目、2年目につきましては設備の設置、土壌の改良等で収穫は特になかった状態でありましたが、今年に入りまして収穫のほうがあったということでありまして、その報告書になります。報告によりますと、太陽光パネルの面積の下においては1,400キロ、許可農地以外の土地を含めると7,000キロのニンニクの収穫があったというような報告になっております。大体2つの申請を合わせますと5万平米程度の面積になりまして、収穫量の80%についてはまだちょっと及ばないような状態ではあるのですけれども、土壌の改良を引き続き行って、収量のほうを上げていくという計画ということで、報告のほうが上がっております。

補足については以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の1番と5番、そしてただいま事務局から説明がありました11番と12番でございます。

最初に、1番でございますが、この案件は受け人が〇〇、そして〇〇にイチゴハウスがあります。先月出てきた案件の。その南のほうの場所でございます。渡し人が〇〇さんが亡くなって、相続をしましたがけれども、ちょっと土地を持っているのに不自由ということで、この案件がまとまったと思いますので、よろしく願いをいたします。

また、5番につきましては、受け人も現役で一生懸命農業をやっているような状態であります。この案件について場所を見てまいりましたが、問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。

11番、12番、ただいま事務局から説明のあったとおり、3年前にお世話になった案件でございます。私も、多分6月頃からニンニクを収穫しているのを、場所を畑へ行きながら見ております。そして、現地を見てきたところ、きれいになっておりました。3年間で過ぎて、また継続ということでございますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 2 番の案件でございます。関連で 3 番、4 番、同じ申請者が申請していますので、絡めて説明させていただきます。

〇〇さんは、今までは農地を借り受けをいたしまして、農業に数年前から取り組んで、今回は 30 アールの面積を取得して、農家としての資格を取得し、太陽光、4 条の 1 で出されていますが、営農型の太陽光の発電を指すものであり、何度もうちのほうにも、私のほうにも相談に来られています。菊芋に関しては、今年の春、40 キロほど種芋を私のほうで手配して、もう既に違う畑で栽培の準備もされていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 1 番。

1 番委員 1 番です。今と関連している件なのですけれども、3 番でございます。3 条です。ここは、たしかおととしになると思うのですけれども、案件が出てきて、営農型の太陽光、太陽光は既に発電をしているのですけれども、当初はミョウガを作ることだったのですけれども、ここになって菊芋になっているのですね。確かに行ってみますと菊芋を栽培しているのです。ただ、これは収穫したのかどうか分からない、本当に管理のしていない状態なのです、行ってみますと。それで、今日呼び出しをかけているようですから、その辺のちょっと確認をさせていただきたいと思うのですけれども、物すごい荒れているのです。菊芋なんかも太陽光の上を突き出しているようになっていまして。でも、特に売買ということで 1 種農地でもありますので、下をきれいにして作っていただければ特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 8 番です。議案第 1 号、農地法第 3 条関係の 8 番になります。こちらは所有権の移転贈与ということですが、受け人は認定農業者になっております。主として梅の栽培をしております、この受ける農地につきましても梅が植わっております。設備のほうも十分ありますし、一生懸命本人もやっていますので、問題ないと思います。また、周りに与える影響もないので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

10番。

10番委員 10番です。議案第1号、農地法第3条の10番案件なのですが、これは農地付き空き家関連の申請となります。耕作をしていただいて、遊休農地の解消となることと思いますので、審議の参考にしてください。

議 長 ほかにございますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第1号、農地法第3条の9番になります。〇〇の案件でございますが、市道に面してウナギの寝床状の細長い農地で、南側が今回の受け人が所有している農地がございまして、その入り口で、今はその土地を借りて耕作しているような状態で、売買ということで、特に問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第3条の6番です。この田んぼは、受け人が隣で作ってまして、長年作ってまして、それを買い受けるということで問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 それでは17番から。議案第1号、農地法第3条の4番について先ほど2番委員からも説明がございましたけれども、この場所については、ちょうど〇〇の北側の土地でありまして、片側は、今の場所は耕作、作れなくなっておりますけれども、東側については、これは耕作していないという形になっております。そのためにちょうどこここのところが空いた時点で問題ないと思われまますので、よろしくお願いします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ、ただいま意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号は、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた

場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認め、1班に5番から8番の4件、2班に1番から4番の4件、3班に9番から12番の4件、以上合計12件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和3年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

尚、8月20日に実施されました申請地面積1,000平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告をさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書5ページ記載の3件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員

3番です。農地法第4条の3番の案件ですが、これは前のほうは全部住宅地でありまして、3種農地であり、ほとんど畑のないところで、多分自分のうちで畑に作っていて、そのうちに庭にしてしまって、それから住宅という感じで間違っていて、間違っているということではない、申請がきちんとできなかったのではないかと思うので、問題はないと思います。

議長

ほかにございますか。

2番。

2番委員

2番です。議案第2号、農地法第4条の1番です。先ほど3条のときにも触れましたが、こちらは現状耕作放棄地になっておりまして、〇〇さんが取得することによって、農地も有用活用されます。本人も一生懸命農地に、農業として取り組もうとしていますので、この後、本人が来て説明をされるとは思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 2 番。

1 2 番委員 1 2 番です。議案第 2 号、4 条関係の 2 番です。本件は、今年の 3 月に 3 条申請がされて許可を受けている案件でございます。この土地は高低差が著しいため、是正のため盛土を計画しているわけですが、場所によって 4 メートルに達する埋め土の場所もあるために、一時転用を目的として 4 条申請がされているところです。隣地の境界に接する盛土の裾部分につきまして、都市整備課が所管する土砂条例に基づいた指導によって、法面角度を 3 0 度以下にそれを収めるということで接する土地利用計画図が添付されておりますし、また申請者本人も条例に基づく施工をするよう述べております。間違いのないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第 2 号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、2 班に 1 番から 3 番の 3 件、以上合計 3 件を付託します。

次に、日程第 5、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和 3 年 8 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

なお、8 月 2 0 日に実施されました申請地面積 1, 0 0 0 平米以上の案件の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨ご報告させていただきます。

農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和 3 年 8 月 2 5 日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

議案第 3 号、農地法第 5 条の申請は、議案書 6 ページから 9 ページ記載の 1 6

件及び議案書10ページ記載の計画変更の申請が3件の計19件です。受理した申請書は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たさずと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願ひします。

5番。

5番委員 5番です。議案第3号の5条関係ですが、まず4番の案件ですが、これは安中から〇〇へ通ずる県道の東へ200メートルぐらい入った場所です。前には大きい工場、〇〇だったと思いますが、そのちょうど北側です。資材置場用地ということで、前は住宅用地で計画変更にも出ていたのですが、特に問題はないと思います。今は草が、耕作されているような状況ではないです。

それから、15番と16番ですが、これはさつき3条で地上権設定の案件で4番委員のほうで説明したのですが、引き続き賃貸借で、この事業を引き続きやっていきたいということでございますので、特には問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

3番。

3番委員 3番です。農地法第5条の関係の1番、3番、6番、7番、13番の5件です。まず、1番です。1番は〇〇に入ったすぐのところでありまして、計画変更になっています。要は電波塔がもう建ってしまして、そのための売買だと思います。問題ないです。

3番です。これは多分測量のときの誤差だと思います。これは問題ないと思います。これは3種農地です。

6番です。6番は、〇〇の南の畑になります。その南は〇〇の崖の上になります。この場所。これも3種農地で問題ないと思います。

7番です。7番は、〇〇の信号の、18号の、その西の〇〇の南の畑でありまして、国道沿いでありまして。これも3種農地で問題ないと思います。

13番です。これは場所が18号の〇〇の南の駐車場の南のところでありまして、これは周りがもう住宅地でありまして、また3種農地であるので、問題ないと思われまます。よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。ないですか。

6 番。

6 番委員 議案第 3 号、農地法第 5 条の 1 4 番です。これは北側は山林ということになっていますが、今は竹林、竹が大分入ってきて、竹林化しています。それから、東側は〇〇川という、ちょっと高低はあるのですけれども、隣接しております。西側と南側につきましては住宅ということで、それに囲まれたところで、特に問題はないと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

2 番。

2 番委員 2 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 2 番と 5 番になります。

2 番の土地は、〇〇関係で、周りは宅地化がかなり進んでいまして、この土地も宅地と道路に囲まれている土地で、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

続きまして、5 番ですが、こちらは計画変更にもなっているのですけれども、周辺は全て宅地でありまして、周辺の農地への影響は少ないと考えられますので、審議の参考にお願ひいたします。

議 長 ほかにございますか。

1 4 番。

1 4 番委員 1 4 番です。議案第 3 号、農地法 5 条関係の 1 0 番並びに 1 2 番でございます。まず、1 0 番ですが、これは〇〇の公営住宅、分譲用地の入り口に位置して、周りは住宅団地が建っておりまして、この土地の西側は公道、進入路でありまして、南と北側については宅地、東側に一部農地があるわけですが、周辺農地には影響はないと思われまますので、問題はないと思います。

また、1 2 番につきましては、これは〇〇の西側奥になりますが、難しい場所なので、見つけるのにちょっと困難な土地だったわけですが、これも北側が山林、南側は公道であります、大きい土手がありまして、また東側には農地があります。また、西側にも農地はありますが、西側については耕作放棄地ということで、太陽光発電ということで、特に問題はなかろうかと思われまますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。農地法第 5 条関係の申請ですが、8 番と 9 番になります。ここは

5月に農用地区外の認定を受けていまして、農地的にも分断もなし、隣が両方道になっていますので、何ら問題はないと思います。よろしく願いをいたします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から、議案第3号の農地法第5条関係の11番、この場所については、隣接する工場のちょうど東側に当たるのですけれども、南と北には既に工場の事務所なり建物が建っております、その間の田畑でございます。東側はまだ田んぼが続いておりますけれども、耕作放棄地になっているような状態でございます。このところについては問題はないのではないかなと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案については、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、併せて計画変更1番から3番の計8件、2班に6番から9番の4件、3班に10番から16番の7件、以上合計19件を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩とします。

なお、審査が終わり次第再開とします。

(休憩午後 2 : 17)

(書類審査)

(再開午後 2 : 45)

議 長 憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、運営内規に基づき、議案第2号、農地法第4条関係の1番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、議案第2号1番の案件申請者から説明を求めます。

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

1 番申請者 お世話になります。私、行政書士の〇〇と申しますが、当人の〇〇がちょっと病気になりまして出席できないので、私が代理人として出席させていただきました。誠に申し訳ありませんでしたが、よろしく願いいたします。

〇〇は、これからしっかり農業経営をやって生活していきたいという目標を持っております。このたび農業経営だけではなかなか生活を維持するのは難しいので、今、会社を経営して、土木の手伝いみたいなことをしているのですが、それもなかなか先行きも難しいところもあるというところから、農業と2本立てでどうにかして今後の生活を維持していきたいというふうに計画をしております。

このたび買い受ける農地が3筆でございます。そこには去年ですか、既に太陽光のシェアの設備を持っているわけでございますが、そのときにはフキを栽培する取組をやりました。いろいろ検討した結果、菊芋がいいだろうというふうにして、菊芋を栽培しております。と同時に、仲間がいました、菊芋の栽培を手伝っております、耕作経験はできております。基本的に、また農業経営としては、菊芋を生産して、そのまま卸すというのではちょっとなかなか難しいということで、加工を組み合わせる農業経営をしていきたいと。結構仲間もいるようですが、どんなことを計画しているかという、菊芋をスライスにして、塩胡椒をつけて、それからオイルをかける。オイルの量によって、ぱりぱりになるのも柔らかくするのもできるそうなのですが、そういうようなことをしてスライス化して、それを透明の袋に入れて販売していこうと。当初は、近くの農産物の販売業者とか、そういうところ、あとはご存じかどうか分かりませんが、〇〇が東京まで提供しますと3割ぐらい、提供価格の3割ぐらいはマージンとして取られるわけでございますが、それでも店舗もなく、人も雇わないでできるということもあるので、そういうふうにしなから少しずつ企業化、とにかく農業経営、耕作物を作るだけではなくて、少しずつそういう加工品のほうに移行していきたいと。

あとは、例えばユズなんかをスライスして、これもレンジで乾燥させる。同じようにチップ化する。そういうものをいろいろ、いろんな果物も合わせて、ミックスした袋というようなものを販売して、そんなに当初の投下資本はそんなにかからないでできる。協力者もいるようでございますから、そういうような計画を練って、どうにか将来農業で食えるように、生活できるようにというふ

うな工夫を何人かの協力者も見つまっているようでございますので、そういうようなことを意欲を持ってやっているということでございます。

今回は3筆ありますが、その中の1筆、〇〇のところは同じくシェアの太陽光の設置を購入させていただいた後は足してその2本立てでまずは生活を成り立たせていきたいというふうに計画しております。

議長 申請者の説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。ないですか。

1番。

1番委員 1番です。どうもご苦労さまです。

今の先生のあれで大体分かったのですけれども、1か所、私の家の近くで〇〇なのですけれども、太陽光発電、おととしからですか、既に始めていますね。そこら辺で、よく私が散歩の道にもなっていますので、よく見させていただいているのですけれども、昨日、おとといもまた通りまして、ちょっと見たのですけれども、確かに菊芋等が植わっているのです。初めの、何というか、さっき先生が申しあげましたようにフキノトウを取るということで申請が出てきたのですよね。それで、今は菊芋になっていますけれども、かなり荒れているのです。営農型の太陽光になっていますから、あれだけ荒れていると、もう菊芋も伸びてしまって、太陽光の上にも突き抜けているような感じもあるのです。菊芋の収穫というのはいつ頃されるのか分かりませんが、管理状態を見ますと、結局間のあれも物すごく草がぼうぼうで入っていけないようになってしまって、道も。恐らく管理はしていないのだと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

1番申請者 その辺もよくまた管理するように言いますが、基本的に菊芋を選択したのは、菊芋って結構生命力があって、比較的そんなに細々手入れしなくても十分になる作物なのです。それから収穫期は大体11月から3月頃までということで、結構な量が取れるのです。糖尿病に良いと。ただ、先ほど申しましたように、糖尿病の患者を相手に菊芋を売っているのではしょうがないので、さっき言ったようにチップ化して、なるべく買う人は女性が良いと。女性をターゲットに商品をつくっていかうというふうな方向で行っております。ですから、管理のところですね、またしっかり伝えておきます。もう少ししっかりするように。

1番委員 あれだけ伸びてしまうと、太陽光自体にも影響が出てくるのではないかと。発電などにも影響が出ているのではないかと私心配するのですけれども。

1 番申請者 私も見ましたけれども、ちょっと太陽光のパネルが2メートルちょっとあるのですよね。菊芋は大体1メートル50から2メートルぐらい伸びるので、本当に伸びているところは日陰になっているんですが。

1 番委員 長いのは相当伸びているのもありまして。

1 番申請者 そんなに気にしないみたいですね。そんなに太陽光にも影響ないと、そういうふうに理解している様です。ご指摘のように、もう少しきちっと手入れをしろ、管理するように、とそういうことは伝えておきます。

1 番委員 お願いします。

議 長 ほかにございますか。

8 番。

8 番委員 ご苦労さまです。菊芋というのは私も作っているのですが、2メートルから3メートルぐらい伸びるのです。

1 番申請者 ああ、そうですか。

8 番委員 はい。伸びるの。それで、こういう根元のところに芽が出て、ここにごろごろといっぱいできるわけです。根の元に。それだけの4反歩近くを作ると、相当な量取れます。かなりだと思います。これをさばくには、正直言って並大抵の量ではないです、全部できれば。

それで、先ほど言っていました、加工するとか言っていましたし、貯蔵するしなくてはいけないと思うのですけれども、そういう場所とか、そういうのはもう用意していらっしゃるのですか。これ見ると住宅ですよね。〇〇ですから、そういう場所はないと思うのですが、そういう場所というのも設置しておられるとか、予定しているところというのはあるのですか。

1 番申請者 一応、今ご指摘のように、私も3メートルも伸びるとは知らなかったもので、〇〇のところを見に行ったときは、ちょっと超えているかなぐらいだったのですが、そういうことになると、例えば2か所はちょっと検討する必要があります。〇〇のほうは、あそこはそういうことがないですから、そこは十分できるというふうに思います。

それから、先ほど申しましたように、菊芋だけだとちょっとバリエーションが少ないので、違うことも検討しながら組み合わせていこうということもあるようですから、場合によっては2か所の太陽光シェアのところは菊芋ではなくて違うものにしていく。

それから、スライスする場所なのですが、それはこれから順次、一つ飛びとい

うわけにはいかないもので、少しずつ、取りあえずは実験的に幾つか作ってみて、小さな町の農産物の販売店に出ささせていただきつつ、皆さんの反応も見ながら、それからその間にまたいろんな情報を入れて、工夫して、菊芋と、それから先ほど申しましたように、なるべく買うのは女性、男性の方はあまり顧客にならないですから、女性に受けるような、何というのですか、無農薬という、そういうキャッチフレーズもいいかもしれませんが、そういうような商品試行を研究していこうという段階でございます。ですから、今ちょっと作業所の場所は設置していないのですが、それは状況に応じて、今作業所を設置してお金かけて借りたりして、また売れなかったら倒産してしまいますので、ちょっとその辺もバランスを見ながら一步一步といたしますか、そういうふうな計画でいくということでございます。

8 番委員 説明を聞いたのですけれども、大変いいことだなというふうに思います。応援したいなと思うのですけれども、実はこれ、糖尿病に効くというような、防止するような効果があるということで、〇〇さんが今、〇〇のほうで作っていますよね、大々的に。ああいうところへ行って研究するのもいいし、菊芋自体を漬物みたいな感じにしてもいいし、あとカレーみたいな感じでジャガイモの代わりにやっても構わないしということで、かなり用途はあります。だから、そういうところをもっと工夫していただいて、販路を広げて、ぜひ成功するように頑張ってください。よろしく願いいたします。

1 番申請者 私なんかもネットで調べましたら、長野に菓子屋さんみたいなのがあって、菊芋なんかを、それからこれは幾つかほかのものを組み合わせていました。果物、野菜とか。それを女性向きのパックにして、それで楽天とか、そういうところへも出しています。だから、とにかく女性向けのターゲットでいくというのがまず基本ということで、もし今お作りになっているので、もしあれだったらまた聞かせていただきに行きますので、よろしく願いいたします。指導を受けろというふうに言っておきますので。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 なし。

議 長 なければ、質疑を打ち切ります。説明ありがとうございました。

1 番申請者 どうもありがとうございました。

議 長 ここで、審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2 : 5 6)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2 : 57)

議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 5番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係、5番から8番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2班。

2班班長 10番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 13番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、9番から12番の4件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査表に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

2 班。

2 班班長 10 番です。2 班に付託された議案第 2 号、農地法第 4 条関係は、1 番から 3 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしています。よって、審査班では許可相当と決しました。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第 2 号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第 3 号に対する書類審査の結果について、審査班から報告を求めます。

1 班。

1 班班長 5 番です。1 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、1 番から 5 番の 5 件です。並びに計画変更の 1 から 3 番の 3 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 2 班。

2 班班長 10 番です。2 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、6 番から 9 番の 4 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3 班。

3 班班長 13 番です。3 班に付託された議案第 3 号、農地法第 5 条関係は、10 番から 16 番の 7 件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件

を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和3年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用集積計画は、議案書11ページ記載の6件です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

委 員

なし。

議 長

なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第5号、農用地利用配分計画の意見についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、安中市長より下記のとおり提出され、意見を求められたので、審議願いたい。

令和3年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

農用地利用配分計画（案）は、議案書12ページ記載の1件です。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。ないですか。

2番。

2番委員 2番です。一番上の〇〇さんのところだけ賃借料が横棒なので、これはどういうことですか。

議長 事務局。

事務局 これについては、賃借料のかからない使用貸借権になりますので、空欄になっております。議案書の設定する権利、右側のほうなのですけれども、種類のところで使用貸借権と記載されております。

以上になります。

議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号、農用地利用配分計画の意見については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定いたしました。

議長 次に、日程第8、議案第6号、安中市農地改良に関する指導要綱の制定についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、安中市農地改良に関する指導要綱を次のように定めたいので審議願いたい。

令和3年8月25日提出、安中市農業委員会会長竹内佳重。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について質問等がありましたらお願いします。

8番。

8番委員 8番です。15ページの誓約書というのがあると思うのですが、これは農地を有効に利用することを誓約しますということであるのですが、もうちょっとこのところに、この間の土石流みたいなものがあるのを考えると、農業委員会の指導とか監視に従いますみたいな、そういう文書というのは入れられないのですか。

議長 事務局。

事務局 8番委員のご質問にお答えいたします。

15ページの右側、様式第2号の誓約書についてでありますけれども、こちらのほうは農地について一応5年間、農地改良完了から5年の間は適正に農地として管理するという形になっております。こちらのほう、土砂等災害等の関係で、農業委員会のほうの指導に従うように一文をとという話なのですが、こちらのほうは届出があったときに口頭で指導のほうはさせていただくような形になりますので、特に文面のほうには定めていないような形となっております。

議長 よろしいですか。

8番委員 今は何が起こるか分からないから、熱海ではないですが、どこかでそういうふうなものをつくっておかないと、後々ああいうふうに出てくるのだからということです。

議長 事務局。

事務局 その点なのですが、規模の大きな盛土、埋め土につきましては、こちらのほうの農地改良届のほうの内容にはそぐわないと考えられますので、そういう場合につきましては、申請許可、一時転用等の許可申請をしていただくような形で事務局としても指導のほうをしてまいりたいと考えております。

8番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございますか。

1番。

1番委員 農地改良をするのに助成金とか、そういうのがあるのですか。

議 長 事務局。

事務局 農地改良につきましては、助成金等、農業委員会のほうではございません。あくまでも所有者または耕作者の方がよりよい耕作状況をつくるために申請していただくようなものとなっております。

議 長 ほかにございますか。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第6号、安中市農地改良に関する指導要綱の制定については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年第8回安中市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議いただきありがとうございました。

時に午後 3時21分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和3年8月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

10番委員